

東京情報大学研究論集投稿要領

令和4年9月1日現在

(趣旨)

1 この要領は、学術雑誌編纂委員会内規第2条に基づき、東京情報大学研究論集に係る投稿論文の取扱いについて定めるものとする。

(投稿者の定義)

2 本誌に投稿できる者は、以下のとおりとする。

(1) 東京情報大学（以下「本学」という）の教務職員（非常勤講師及び元教務職員を含む）

(2) 学外の研究者、本学大学院生、本学卒業生については、原則として、本学の教務職員との連名とする。

(3) その他、学術雑誌編纂委員会が認める者

(論文の種別)

3 本誌に掲載できるものは、原著論文、総説、研究ノート、実践報告とする。なお、論文の種別については、原稿提出時の執筆者による申告を尊重するが、編纂委員会は、査読結果によって種別の変更を求めることができる。

(執筆要領)

4 執筆に係る取扱いを別途「執筆のしおり」に定める。

(提出方法)

5 原稿提出希望者は、論題等の必要事項を学術雑誌論題提出票に記入し、事前に窓口に提出の申し込みを行う。原稿の提出にあたっては、「執筆のしおり」に従って作成した電子テキスト（PDF あるいはWord）を提出すること。採録決定後の版下制作用原稿は電子テキスト（Word、あるいはLaTeX）で提出すること。なお、提出原稿および元データは、原則として返却しないので、必ず手元に控えを保存しておくこと。

(締切と掲載)

6 本誌の原稿締切と掲載については以下のとおりとする。

(1) 本誌（冊子体）は、年1回刊行する。（1号、2号合本として3月発行予定とする）

(2) 毎年5月15日までに受け付けた原稿は、原則として第1号（10月機関リポジトリ掲載予定）に掲載する。

(3) 毎年10月15日までに受け付けた原稿は、原則として第2号（3月機関リポジトリ掲載予定）に掲載する。

(4) 上記の期限に関係なく、原稿は通年で随時受け付ける。

(抜き刷り)

7 掲載された巻号（1部）と抜刷（50部）を著者に無償配付する。なお、抜刷が50部を超えて印刷を希望する場合は、予め申し出ることとし、その超過分の費用は著者の負担とする。

(著作権の帰属)

8 掲載された論文は、原則として学術雑誌編纂委員会に帰属し、東京情報大学学術リポジトリで公開するほか、国立情報学研究所の各種データベースに登録することを前提とする（不承知の場合は予め申し出ること）。ただし、委員会は、執筆者からの申し出により、他誌等への転載を認めることができる。

(その他)

9 編纂委員会における査読の取扱いについては別途「査読についての覚え書き」において、著者および査読者における査読の基準等については別途「査読のしおり」に定める。

10 投稿論文の採否の決定は編纂委員会が行い、採否と不採録の場合はその理由が著者に通知される。

11 投稿論文が不採録と判定された場合、著者は編纂委員会に対して不採録通知日から30日以内に限り、書面により異議を申し立てることができる。

12 前項の異議申し立てに基づき編纂委員会は審査し、その結果を著者に通知する。なお、投稿論文に対する修正はできない。また、同一投稿論文に対する異議申し立ては1回のみとする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。